役員の報酬等に関する規程

（総　則）

第１条　定款第31条第１項に規定する常勤の理事及び監事に対する報酬等の支給については、本規程の定めるところによる。

（支給額）

第２条　常勤の理事及び監事の報酬額は無償とする。

２　常勤の理事及び監事の退職金の額は無償とする。

（規程の改廃）

第３条　この規程を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

ただし、定款第31条第１項の規定により、報酬等を支給する場合は総会の決議を経なければならない。

附　則

１　この規程は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の設立の登記の日から施行する。

２　平成27年３月24日一部改正、平成27年４月１日施行（名称、第１条、第３条、附則第１項）